平成２２年（フ）第２０６１号
横浜市磯子区広地町５番12号
債務者　千葉　茂雄
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６８号
神奈川県大和市林間１丁目８番23号　ジーナスミナミリンカンイースト304号
債務者　川又さやか
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６９号
神奈川県海老名市門沢橋２丁目３番22号
債務者　戸田仲村スエリこと　トダ　スエリナカムラ
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８２号
横浜市神奈川区羽沢町1194番地66　フォーレストハイツ羽沢町田中ビル304号
債務者　橘内　勇樹
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２０３号
横浜市緑区十日市場町861番地２　第２グリーンハイム603号
債務者　大悲山康子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４４号
横浜市南区東蒔田町15番地３　ＹＴＣハイツ201号
債務者　古澤　章子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１５４号
静岡市駿河区鎌田114番地プライムステージ静岡西Ａ―403
破産者　有限会社Ｋホールディングス
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５６号
静岡市駿河区鎌田114番地プライムステージ静岡西Ａ―403
破産者　有限会社カネダ
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５８号
静岡市駿河区東新田１丁目14番１号
破産者　株式会社プラム
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４号
島根県浜田市京町88番地
破産者　有限会社奥梅蒲鉾店
1　決定年月日　平成22年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３４号
香川県高松市香西南町516番地１号
破産者　株式会社ワイズシステム
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２８７号
高知市大川筋１丁目６番21号
破産者　株式会社四国和装産業
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９６２号
熊本市東野１丁目１番３号　ＳＰＥＣビル
破産者　有限会社ＳＰＥＣ
1　決定年月日　平成22年８月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４３２号
静岡市駿河区新川２丁目９番40号　コーポラス新川301号、住民票上の住所静岡市駿河区新川２丁目１番40―１Ｂ号
破産者　岩川　龍一
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２６号
静岡市清水区袖師町22番地の221
破産者　川上　亜紀
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７５７号
静岡県島田市高砂町6490番地の１
破産者　片原　和夫
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４４号
神戸市須磨区清水台１番地18　グレーシィ須磨アルテピア２番街1010号、開始決定時の住所神戸市須磨区車字菅ノ池1351番地の３グレーシィ須磨壱番館308号
破産者　逢坂　冷子
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６号
広島市中区舟入町８番21号
破産者　渡部　雄二
1　決定年月日　平成22年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部